

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 5 月 25 日現在

機関番号：35404

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K13543

研究課題名(和文)テロ等準備罪の解釈論的研究

研究課題名(英文) Study on the Offence of Planning to Commit a Serious Crime that Entails an Act of Preparation by a Terrorism Group and Other Organized Criminal Groups

研究代表者

伊藤 嘉亮 (ITO, Yoshisuke)

広島修道大学・法学部・准教授

研究者番号：00837792

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文)：我が国の共謀罪(テロ等準備罪)における「共謀」は、共同正犯の成立要件としての共謀と同義のものとして一般的に理解されているが、共同正犯における共謀がそもそも多義的な概念である。テロ等準備罪の共謀は、それ自体が処罰を基礎づけ得るだけの実体を伴うものであるから、それは共謀共同正犯における共謀に近い概念として理解される必要がある。もっとも、共謀共同正犯の共謀も多義的である可能性があるため、テロ等準備罪の成立には心理的拘束力を基礎づけるような共謀が求められるのか、そこまでには至らない程度の共謀でも足りるのか(そもそもそれはこういった内容の共謀なのか)を改めて検討し直す必要がある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

テロ等準備罪の共謀も、共同正犯の共謀も多義的な概念であり、関係者間の緊密な意思疎通を意味することもあれば、互いの行動を認識し合う程度の希薄な意思疎通を意味するに過ぎないこともある。近時、共同正犯の共謀をめぐっては、インターネットを通じた希薄な意思疎通でも共謀共同正犯は基礎づけられるとの理解が一般化しつつあるが、こうした解釈にはテロ等準備罪の成立範囲を拡張させてしまうリスクがある。テロ等準備罪を謙抑的に解釈し、その成立範囲を適切なものにとどめるには、まずもって共同正犯の共謀概念を解明し、どのレベルの共謀が本罪の成立に必要なかを明らかにすべきであって、この問題意識を共有しなければならない。

研究成果の概要(英文)：In general, we think that "conspiracy" in the offence of planning and preparation to commit a serious crime including terrorism is identical with conspiracy in co-principals (Article 60 Criminal Code). But the latter concept is inherently too ambiguous to compare them with each other.

Because the former one is the reason to punish such a planning and preparation, it should be similar to one in co-principals based on conspiracy, not to one in co-principals based on act of committing a crime. However, this concept is also ambiguous and therefore we should clarify what is the minimum element of the conspiracy establishing the punishment both the offence of planning and preparation to commit a serious crime including terrorism and the co-principals based on conspiracy.

研究分野：刑法

キーワード：テロ等準備罪 共謀罪 共同正犯

1. 研究開始当初の背景

一般に、テロ等準備罪における「共謀」は、共同正犯における共謀(意思連絡)と同義であると解されている。しかし、共同正犯における共謀それ自体も多義的であり、事件によって、あるいは論者によってその意味内容に違いが生じうるものである。そういった状況の中でテロ等準備罪の処罰根拠または成立要件を「共謀」に求めてしまえば、本罪の成立範囲の不当な拡大が危惧されるだろう。本罪は、我が国の刑法が原則として介入してこなかった段階での処罰を予定するものであって、とくに慎重な運用・解釈が求められるはずであるから、本罪における「共謀」概念の解明は喫緊の課題であると考えた。

2. 研究の目的

テロ等準備罪の核である「共謀」は、多義的な概念である。議論の蓄積のある共同正犯論においてさえ、共謀がどういった意味内容を持つ概念なのか、そもそもどういった機能を持つ概念なのか、あるいは裁判例の中でどういった形で認定されているのかは未だに分かっていない。こういった状況の中で共同正犯における共謀概念をテロ等準備罪に流入させてしまえば、本罪の成立範囲もまた不明確なものにならざるを得ない。また、テロ等準備罪の共謀概念の解釈を曖昧なまま放置してしまえば、それが共同正犯論の側に影響を及ぼすこともあり得るのであって、近時における共同正犯の拡大傾向にますますの拍車をかけかねない。

そこで、まず、共同正犯における共謀がどういった機能を持つのか、その機能を果たすためにはどういった意味内容を持つ必要があるのかを検討した上で、次に、テロ等準備罪の処罰根拠たり得る「共謀」はどういったものなのかを解明することとした。

3. 研究の方法

本研究は、テロ等準備罪の成立を合理的な範囲内に限定するために、「共犯論に関するこれまでの研究成果の応用」、「横断的な比較法研究」、「周辺諸科学の知見(例えば社会心理学における集団力学)の援用」の3つを基軸に据えた上で、本罪の処罰根拠(法益に対する抽象的危険の意義)および個々の成立要件(組織的犯罪集団、計画、計画に基づく実行準備行為)を解釈論的に考察するものである。

まだテロ等準備罪が実際に適用された例はなく、本罪をめぐる裁判例を直接の研究素材とすることはできない。そこで、間接的ではあるが、「共謀」という共通項のある共同正犯論を通じて、本罪を研究することとした。この点、研究代表者は、年来のテーマとして共犯論、とりわけ共同正犯論を研究しており、判例実務において共同正犯の「共謀」がどう理解されてきたかを分析してきた。そこでの知見を参照しながら、テロ等準備罪の「共謀」概念にどこまで応用できるかを検討した。

4. 研究成果

共同正犯の共謀の中には、関係者らが役割分担をし、それぞれの行為の相互調整を可能にする意思疎通として理解されるものもあるが、これは、必ずしも緊密な人的関係や意思疎通を前提にしない。いわゆる「実行共同正犯」の場合、この意味で理解される共謀で足りるのであって、もともとの人間関係や犯行前の綿密な謀議なども必要とはしない。ここでの共謀は、それぞれの実行行為を相互に調整し、1つの全体行為にまとめる機能を持つものではあるが、共同正犯性の核(つまり、被告人らが共同正犯として処罰される根拠)は、実行行為の担当にある、と考えられる。実行共同正犯に必要な(最低限の)共謀だけでは刑法が介入するほどの危険性を見出すことはできず、それには実行行為の共同実行を待たなければならないのである。もっとも、そうすると、テロ等準備罪の共謀をこの意味で理解することは適切でないことになる。テロ等準備罪の共謀たり得るには、それ自体が処罰根拠になるような実体を伴うものでなければならない。

以上に対して、いわゆる「共謀共同正犯」の場合、共謀共同正犯者が正犯として処罰される根拠は共謀それ自体にあるはずなので、実行行為の担当に比肩するほどの危険性が共謀自体に見出されなければならない。そうした危険性を基礎づけるものとして注目すべきなのが、「心理的拘束力」である。緊密な人間関係や意思疎通を通じて一体の存在が形成される場合、関係者らは犯罪遂行に対する抵抗感を減弱させつつ、自身の役割を放棄しにくくなるのであって、とりわけ実行担当者はもはや自身の一存だけで犯行を中止できなくなる。ここでの共謀には、そうした危険性が伴っていると考えられる。確かに、共謀共同正犯として処罰するには、実行担当者が少なくとも実行の着手に至っている必要があるのであって、共謀だけで処罰されることはない。しかし、他方で、ここでの共謀には相応の危険性も見出されるだろう。もしテロ等準備罪の共謀を共同正犯における共謀とのアナロジーで説明しようとするのであれば、この意味における共謀を念頭に置くべきだと思われる。

もっとも、我が国の実務は、共謀共同正犯の根拠を心理的拘束力に限定してはいない。近時、インターネットを通じた共犯関係が問われる事案も散見されるようになってきているが、そこに緊密な人間関係や意思疎通は存在せず、それらを前提とする心理的拘束力も認められない。しかし、

それにもかかわらず、裁判所は(少なくとも外形的には)共謀共同正犯を認めているように見えるし、それを支持する学説も有力である。こういった形の共謀共同正犯を基礎づける「共謀」の実体が何であるのかは明らかでなく、それに伴い、そうした共謀をテロ等準備罪に流用できるかどうか分からないままである。おそらく、テロ等準備罪(の立法者)は、ある程度組織化されたグループを念頭に置いており、それゆえ本罪における共謀も心理的拘束力を基礎づけるようなものを典型例と考えているように思われるが、もしここでの共謀を本罪に流用できるとしたら、名前や顔も知らない者同士の希薄な繋がり(だけ)でも本罪は成立し得ることになる。これについては、今後の課題としたい。

また、我が国のテロ等準備罪は、共謀だけでなく、「準備行為」も構成要件要素としている点に特徴がある。しかし、この準備行為がどういった場合に認められるものなのか、その存在によって何が基礎づけられるのかは定かでない。予備罪をめぐるこれまでの議論や裁判例を分析・検討することで、この問題に取り組む予定であったが、これにはまだ着手できていない。これも今後の課題としたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 伊藤嘉亮
2. 発表標題 共同正犯の類型的考察
3. 学会等名 日本刑法学会第100回大会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------